平成２７年（フ）第１０５０７号
神奈川県川崎市多摩区宿河原２丁目７－３　シエークル21　401
債務者　川島　玲子
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０５１３号
東京都あきる野市二宮1036－１　プリメゾン秋留台Ａ102
債務者　幡野みさ子
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０５１７号
東京都青梅市東青梅３丁目19―43　ＳＫヴィレッジ107
債務者　下田　　徹
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０５１８号
東京都町田市木曽西５丁目８―20―202
債務者　黒田八重子
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０５２２号
東京都板橋区本町９―12―102
債務者　菅井　千恵
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０５２７号
東京都杉並区天沼１丁目３－７―101
債務者　徳田さつき
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０５２９号
千葉県船橋市金杉８丁目５―27―504　松本方
債務者　馬島　知香
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０５３０号
埼玉県越谷市赤山町１丁目210―２―105
債務者　増田　繁男
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０５３１号
東京都西東京市芝久保町２丁目17―541
債務者　近澤三千代
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０５３４号
東京都新宿区戸山２丁目22―314
債務者　小泉千代子
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０５３７号
東京都練馬区下石神井２丁目２－５－106
債務者　田中　勇吉
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０５３８号
東京都狛江市西野川４丁目33―６―205
債務者　三阪　容徳
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０５４２号
東京都練馬区関町南３丁目６－４―306
債務者　谷村　修司
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０５４３号
東京都杉並区上高井戸１丁目30―41―206
債務者　深谷　飛鳥
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０５４４号
東京都荒川区西尾久７丁目41―11　寿々木荘４号室
債務者　海沼　豊二
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部